

# 公益社団法人日本表面真空学会 若手学会賞規程

2023年4月22日理事会

(定義)

第1条 公益社団法人日本表面真空学会（以下本会という）は、表面・真空科学の基礎および応用研究ならびに技術の進歩発展に関する功績を顕揚するとともに、若手研究者による研究開発活動を奨励するために日本表面真空学会若手学会賞を設定する。本賞は、表面・真空科学に関連する学術分野ならびに産業分野において質の高い研究開発成果を挙げた若手研究者個人に与えられる賞である。本賞の英語表記を **JVSS Society Award for Young Researchers** とする。

(対象者)

第2条 本賞は応募時点で本会個人正会員であり、応募年4月1日現在で博士号取得8年未満である者に与えられる。応募時点で博士号取得8年未満である者は年齢によらず応募資格を有する。

2 応募者は、受賞業績の中核となる研究開発成果を応募年4月1日から過去3年以内に本会または本会研究部会または本会技術部会が主催した学術講演会または国際会議において筆頭者として登壇発表したか、あるいは本会会誌または本会発行の **e-Journal of Surface Science and Nanotechnology** において第一著者として発表していなければならない。

3 業績の一部に共同研究者があっても、原則として単独受賞とする。

(応募)

第3条 応募者は定められた形式による応募書類等を提出する。

(選定)

第4条 学会賞等選定委員会は、応募者から年1回2名以内を受賞対象者として選定し、理事会に推薦する。

2 理事会は選考結果の報告を受け審議し、受賞者を決定する。

(表彰)

第5条 表彰は、賞状をもって行う。

(授賞)

第6条 本賞の授賞は、学術講演会または定例総会にて行う。

(受賞業績の公開)

第7条 受賞者は、学術講演会にて受賞業績の発表を行なうものとする。

(内規)

第8条 本賞の応募方法および選考方法について、必要ならば内規を別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則 この規程は2023年4月22日から施行し、2023年4月22日から適用する。

改訂来歴

日付	理由及訂正箇所	承認	起案
2022/09/24	初版作成	理事会	大西 洋
2023/04/22	英語表記追記	理事会	大西 洋